

都道府県・政令指定都市名	07 相模原市
--------------	---------

時点: 2021年4月1日 (特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	市民局 人権・男女共同参画課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 0 人、兼任 6 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	男女共同参画・女性活躍推進会議	
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	1991年5月23日	根拠: 男女共同参画・女性活躍推進会議の設置及び運営に関する要綱
長 の 役 職	人権・男女共同参画課長	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	相模原市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西 暦)	2004年6月1日
構 成 員 員	15 人 (女性 9 人、男性 6 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2020 年 4 月 ~ 2028 年 3 月	
名 称	第3次さがみはら男女共同参画プラン	
改 定 ・ 見 直 し の 予 定 時 期	2028年3月	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	さがみはら男女共同参画推進条例
	公 布 日 (西 暦)	2004年3月26日
	施 行 日 (西 暦)	2004年4月1日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦): 年 月	
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2021年4月1日	2:その他(西暦)	2021年3月31日
目 標 値	(西暦)	2027 年度まで	40 %		
根 拠	第3次さがみはら男女共同参画プラン(2020年3月16日策定)				
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律、条例、要綱により設置している審議会等				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(167)うち女性委員を含む審議会等数(144)		
			延総委員等数(2,496)延女性委員等数(837) 女性比率(33.5)		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(90)うち女性委員を含む審議会等数(75)		
			延総委員等数(1,185)延女性委員等数(415) 女性比率(35.0)		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(16)うち女性委員を含む審議会等数(14)		
			延総委員等数(434)延女性委員等数(154) 女性比率(35.5)		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(3)		
			延総委員等数(36)延女性委員等数(5) 女性比率(13.9)		
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	11 人	(2021 年 7 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1		
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1		
		そ の 他	審議会等所管課との、委員選任時における事前協議の実施		

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	1:2021年4月1日	2:その他(西暦)									
		管理職総数	女性管理職の内訳										
		(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	(D)	(D/C)	(E)	(F)	(F/E)	(G)	(H)	(H/G)
本庁	計	260	49	18.8	38	6	15.8	67	12	17.9	155	31	20.0
	うち一般行政職	229	33	14.4	35	4	11.4	63	9	14.3	131	20	15.3
支庁・地方事務所等	計	266	61	22.9	5	1	20.0	21	0	0.0	240	60	25.0
	うち一般行政職	172	49	28.5	2	1	50.0	12	0	0.0	158	48	30.4
全体	計	526	110	20.9	43	7	16.3	88	12	13.6	395	91	23.0
	うち一般行政職	401	82	20.4	37	5	13.5	75	9	12.0	289	68	23.5
再掲	警察関係	0	0		0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	76	16	21.1	4	1	25.0	7	1	14.3	65	14	21.5

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	303	61	20.1	0	0	
	うち一般行政職	242	35	14.5	0	0	
支庁・地方事務所等	計	304	77	25.3	0	0	
	うち一般行政職	159	59	37.1	0	0	
全体	計	607	138	22.7	0	0	
	うち一般行政職	401	94	23.4	0	0	
再掲	警察関係	0	0		0	0	
	教育委員会	72	19	26.4	0	0	

問7-3 新規昇任者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	13	3	23.1	37	11	29.7	0	0	
	うち一般行政職	11	3	27.3	27	6	22.2	0	0	
支庁・地方事務所等	計	22	6	27.3	49	12	24.5	0	0	
	うち一般行政職	4	3	75.0	16	10	62.5	0	0	
全体	計	35	9	25.7	86	23	26.7	0	0	
	うち一般行政職	15	6	40.0	43	16	37.2	0	0	
再掲	警察関係	0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	6	2	33.3	9	2	22.2	0	0	

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長級	○					○	◎			○	
補佐級	○					○	◎			○	
係長級											

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

		全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験		0	0	
昇格試験		0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2020年4月1日～2021年3月31日)

		総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体		221	94	42.5
うち上級		175	62	35.4
うち一般行政職		147	72	49.0
うち上級		124	51	41.1
うち警察関係		0	0	
うち上級		0	0	

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	相模原市職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	<p>相模原市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市長部局に勤務する一般職に属する職員(会計年度任用短時間勤務職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用)</p> <p>第2条 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反するおそれがなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 (旧姓使用の文書等)</p> <p>第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。 (承認)</p> <p>第4条 職員は、前条に掲げる文書等において旧姓を使用しようとするときは、市長の承認を得なければならない。 (申請)</p> <p>第5条 職員は、前条の旧姓の使用の承認を受けようとするときは、相模原市職員旧姓使用承認申請書(第1号様式)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 (承認の通知)</p> <p>第6条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、相模原市職員旧姓使用承認通知書(第2号様式)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (他の任命権者の承認を受けた者の取扱い)</p> <p>第7条 市長以外の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた職員については、市長が旧姓の使用を承認したものとみなし、第5条及び前条の規定による手続きを省略することができるものとする。 (中止届)</p> <p>第8条 市長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、相模原市職員旧姓使用中止届(第3号様式)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 2 前項に規定する旧姓使用中止届を提出した職員は、再び旧姓の使用をすることはできない。 (責務)</p> <p>第9条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、常に市民や他の職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (その他)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成13年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。</p>

問7-9: 防災・危機管理部局(消防・防災・国民保護・危機管理担当を含む。ただし、出先機関は除く。)への女性職員の配置状況

調査時点コード

1:2021年4月1日	2: その他(西暦)
-------------	------------

防災・危機管理部局 職員数(人)	うち女性数		うち管理 職数(人)	うち女性数	
	(人)	女性比率 (%)		(人)	女性比率 (%)
25	3	12.0	4	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	相模原市立男女共同参画推進センター		愛称・通称	ソレイユさがみ				
設置年月日(西暦)	2000年4月17日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設			
所在地等	郵便番号: 252-0143 住 所: 神奈川県相模原市緑区橋本6-2-1 シティプラザはしもと内 電話番号: 042-775-1775 FAX番号: 042-775-1776 ホームページ: http://www.soleilsagami.jp/							
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名:)) ○ 指定管理者(名称: 特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら)) その他()) 2. 事業運営○ 直営(担当部局名: 市民局 人権・男女共同参画課)) ○ 指定管理者(名称: 特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら)) その他())							
職 員 数	常勤	6 人、	非常勤	13 人	予算額	2021年度	27,254	千円
主な事業	<input type="checkbox"/> 1. 広報啓発(主な事項: 男女共同参画フェスタ等)) <input type="checkbox"/> 2. 講座(主な事項: 男女共同参画に係る意識啓発や女性の就労支援を目的とした講座等)) <input type="checkbox"/> 3. 相談事業(主な事項: 女性のための一般相談、法律相談、心の相談)) <input type="checkbox"/> 4. 情報収集・提供(主な事項: 情報コーナー等の設置)) <input type="checkbox"/> 5. 苦情処理(主な事項:)) <input type="checkbox"/> 6. 交流促進(主な事項: コミュニティゾーンの設置等)) <input type="checkbox"/> 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: 各種関係機関等との共催による講座等の実施)) <input type="checkbox"/> 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:)) <input type="checkbox"/> 9. 調査研究(主な事項:)) <input type="checkbox"/> 10. その他(主な事項: 登録団体への支援等))							

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら 2. 無 名称等:	加盟団体数	18
			会 員 数	97
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1	1. 有 2. 無		
問10-4 活 動 内 容	<input type="checkbox"/> 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 <input type="checkbox"/> 2. 機関誌の発行 <input type="checkbox"/> 3. 広報啓発パンフレット作成 <input type="checkbox"/> 4. その他 { 内容: 男女共同参画に資するイベント等の実施 }			

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

1. 担当者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 { 名称: } { 概要: } 7. その他 { 内容: }	
--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 <input type="checkbox"/> 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 <input type="checkbox"/> 3. その他 { 内容: 自治大学校が行う能力開発や管理職登用のための研修に女性職員を派遣した }
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2020年度予算 (千円)	2021年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	37,100	32,763	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

具体的項目	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○			
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○	
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○	
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		2	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		○
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組		○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		○
	9 短時間正社員制度の導入		○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		○
	12 その他		○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称

→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称

相模原市仕事と家庭両立支援推進企業表彰

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	2	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称
2 現在はないが、今後検討する			

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	男女共同参画に関する市民意識・事業所調査報告書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	2	定期の場合	年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 令和2年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・啓発誌の発行 ・啓発パンフレット・カード等の発行	男女共同参画に係る啓発誌の発行 小学生向け啓発パンフレット、デートDV防止カード等の配布		4、10月 6、7月
2. 表彰 ・相模原市仕事と家庭両立支援推進企業表彰	仕事と家庭の両立支援に取り組む企業を表彰し、その取り組みについて広く周知し、ワークライフバランスに配慮した社会環境づくりのための意識向上を図る。	3社	2月頃
3. 講座 ・男女共同参画研修等支援事業	事業所等の男女共同参画に係る研修の支援		通年
4. 相談事業 ・女性相談事業 ・DV相談支援事業	一般相談、法律相談、心の相談の実施 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DVIに係る相談支援等を実施		通年 通年
5. 情報収集・提供 ・			
6. 苦情処理 ・専門員による苦情処理	男女共同参画に関する施策や人権侵害等の相談を実施		通年
7. 交流促進 ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・			
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

議 会 名	相模原市議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 欠席事由として明記した規定がある。 2. 欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	3	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. その他	2	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	4		
育児	4		
家族の看護	4		
家族の介護	4		
疾病	4		
その他	4		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1	
行っている取組	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 (各派代表者会議において、今後の取組方針等を検討中)	4	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2	
規 則 名			
条文本文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること 女性の政治参画講演会の開催			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

2	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)	
計画、指針名		
該当部分の規定		

調査時点コード: 2

1. 2021年4月1日 2. その他(西暦)(2021年3月31日)

1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	市町村防災会議(会長を含む)	45	6	13.3	
	市町村防災会議(委員のみ)	44	6	13.6	
2	民生委員推薦会	14	6	42.9	
3	国民健康保険事業の運営に関する協議会	12	4	33.3	
4	地方社会福祉審議会	35	10	28.6	
5	土地利用審査会	7	2	28.6	
6	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	9	45.0	
7	公害健康被害認定審査会				
8	地方港湾審議会				
9	土地区画整理審議会	9	0	0.0	各団体への委員推薦依頼において、女性委員の推薦をお願いしたが、該当者がいないとのことだったため
10	建築審査会	5	2	40.0	
11	開発審査会	5	3	60.0	
12	市町村都市計画審議会	20	1	5.0	
13	介護認定審査会	159	79	49.7	
14	精神医療審査会	15	3	20.0	
15	市町村国民保護協議会	33	2	6.1	
16	地方独立行政法人評価委員会				
17	感染症診査協議会	12	3	25.0	
18	市街地再開発審査会				
19	障害支援区分認定審査会	40	24	60.0	
20	児童福祉審議会				
21	行政不服審査会	3	0	0.0	神奈川県弁護士会に女性委員を推薦するよう調整していたが、最終的に弁護士会内での人事上の都合により男性委員が推薦されたため
22					
23					
24					
25					
26					
27					
合 計		434	154	35.5	
女性委員0の審議会数		2			

2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	17	1	5.9	
6	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0	
合 計		36	5	13.9	
女性委員0の委員会数		3			